

解体・改修（リフォーム含む）工事を請け負う事業場様

事前調査を正しく実施 できていますか！

事前調査とは、建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいい、事前調査における石綿含有建材の見落としは、解体等の作業を行う際に石綿繊維の飛散に繋がるため、石綿飛散防止対策において事前調査は極めて重要です。

適切に調査が実施できているか確認してみてください！



事前調査とは

事前調査は、**請負金額にかかわらず**、工事対象となる全ての部材に対し実施する必要があり、調査に当たっては、原則、**設計図書などの文書**及び**現地での目視**により実施しなければなりません。

文書・・・建築物、その敷地又は工作物に関する工事用図面、仕様書、施工記録や維持保全記録

目視・・・単に目で見て判断することだけではなく、現地で製品情報を確認すること

《事前調査が不要な作業》

木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業

手作業で釘の抜き差しなどの作業等が該当し、コア抜き工事などで電動工具を用いて穴をあけたり、固定する作業は事前調査を実施しなければなりません！

現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

現在塗られている塗料の上から新しく塗料を塗るのみ等が該当し、既存の塗料を一度剥がしてから新たに塗る作業の場合は事前調査を実施する必要があります！

etc...

《文書による調査後に 目視調査が不要となる作業》

文書調査時に過去に行われた事前調査に相当する調査の結果を確認した場合

ただし、当該結果において、石綿の種類や含有率（0.1%以下の判定）等の判断が適切に実施されていることや同一建材の範囲が適切に記録されている場合に限る

文書調査時に該当の建築物又は工作物において、着工日が平成18年9月1日以降であることの確認した場合

etc...

事前調査を実施する上で大切なこと

- 1 建築物に対し事前調査を実施する場合は、**有資格者**により調査を行わなければなりません。（令和8年1月1日からは、工作物に対しても有資格者により調査が行われなければなりません）また、分析調査を行う場合も、有資格者であることが求められます。

有資格者とは・・・一般・特定・戸建建築物石綿含有建材調査者など

- 2 事前調査（分析調査含む）を実施した後は、以下の事項について**記録を作成**し、当該記録をすべての事前調査実施日のうち、いずれか遅い日から**3年間保存**しなければなりません。

石綿の有無は関係ありません！

《事前調査実施後に記録すべき事項》

- (1) 事業者の名称、住所及び電話番号
- (2) 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
- (3) 調査終了日
- (4) 着工日等（文書調査にて「平成18年9月1日以降の着工日」であることを確認し、事前調査を実施した場合においては、設計図書で確認した着工日と設置日）
- (5) 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- (6) 事前調査を行った部分（分析調査を実施した場合は、分析のために試料を採取した場所も含む）
- (7) 事前調査の方法（分析調査を実施した場合は、分析調査の方法含む）
- (8) 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（みなしの場合含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断した根拠
- (9) 事前調査のうち、建築物及び船舶に係るものを行った者の氏名及び有資格者であることを証明する書類の写し（分析調査を実施した場合も同じ）
- (10) 建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料の有無及び場所

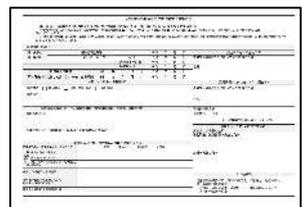
令和8年1月1日からは工作物に係るものを行った者の氏名及び有資格者であることを証明する書類の写し（分析調査を実施した場合も同じ）も記録事項に追加されます。

- 3 解体等の作業を行う作業場には、以下の事項を見やすい箇所に掲示しなければなりません。

石綿の有無は関係ありません！

《作業場に掲示すべき事項》

- (1) 調査終了日
- (2) 上記事前調査実施後に記録すべき事項のうち、(6)～(8)



- 4 石綿等が使用されている解体等建築物等の解体を行う作業場には、事前調査の記録の写し（分析調査含む）を備え付けなければなりません。

ただし、大気汚染防止法では、石綿の使用の有無に関係なく、事前調査の記録の写しの備え付けが義務付けられているため、注意が必要です。

5 以下の事項を満たす建築物・工作物等の解体等の工事を行おうとする場合は、あらかじめ、パソコンやスマホなどの電子端末を利用し、所轄労働基準監督署長に対し事前調査結果等の報告を行わなければなりません。

石綿の有無は関係ありません！

《事前調査結果等を電子報告すべき工事》

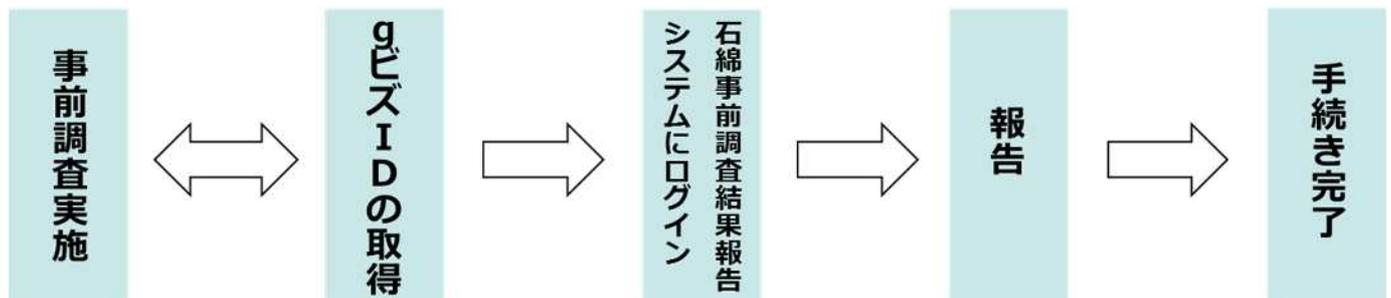
- (1) **解体**部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- (2) 請負金額が100万円以上の建築物の**改修**工事
- (3) 請負金額が100万円以上の工作物の解体工事・改修工事

請負金額は税込

報告にかかる詳細はこちらから



《事前調査実施から報告までの簡単な流れ》



よくある間違いについて

1 木造建築物であることのみをもって石綿がないものとして取り扱っている。

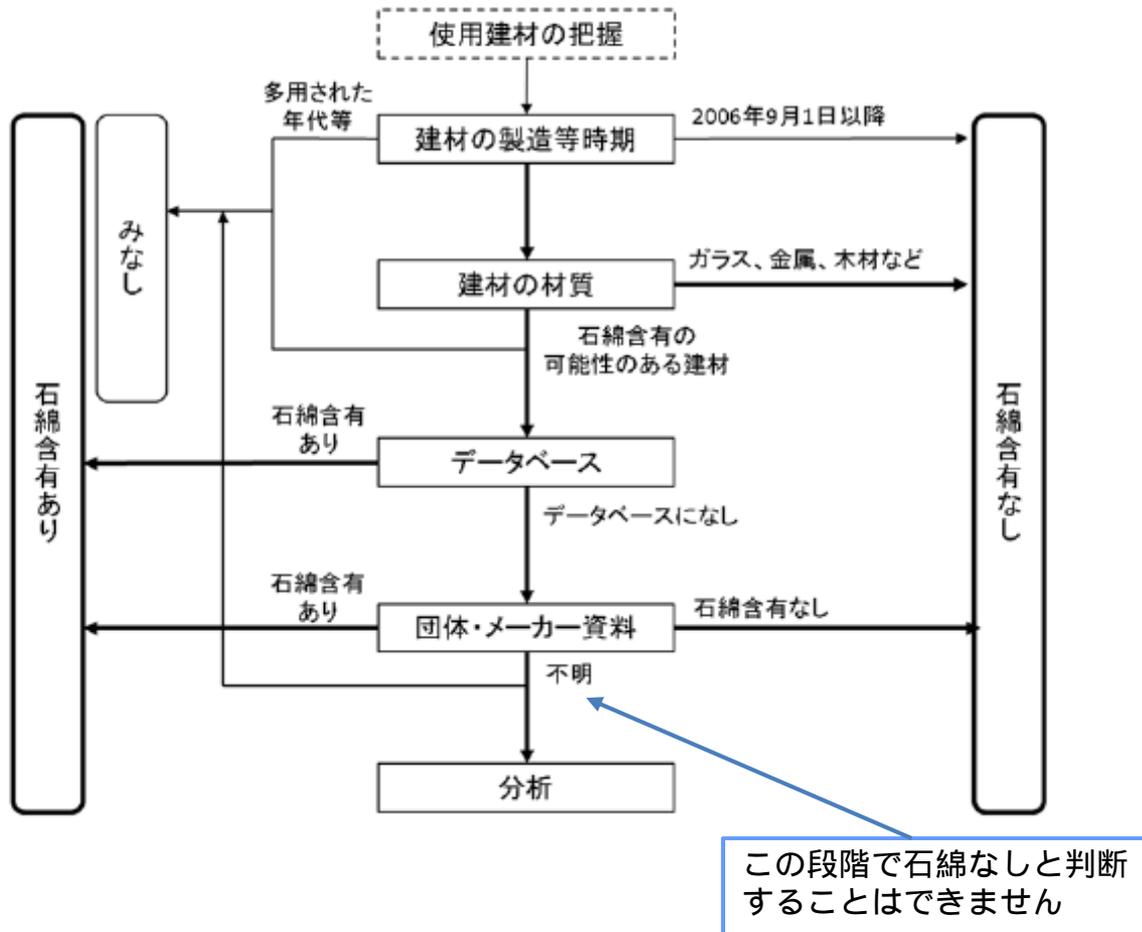
石綿の使用が全面禁止になったのは平成18年（2006年）であり、それ以前に建てられた建築物には、石綿が使用されている可能性があり、木造建築物も例外ではありません。

木造においては、内装材、軒裏、外壁や屋根葺き材等によく石綿が使用されていますので、漏れなく適切な調査を実施する必要があります。

2 石綿の事前調査の実施について、請負金額が100万未満の場合実施していない。

事前調査の実施に当たっては、**請負金額は関係ありません。**
請負金額が関係してくるのは、事前調査結果等を所轄の行政機関や労働基準監督署に提出する必要があるかを検討する際になります。

【参考】石綿含有有無の判断の流れ



事前調査実施におけるチェックリスト

書面調査と現地での目視調査を併せて実施しているか
(1ページ目の例外の場合を除く)

建築物に対する事前調査については、有資格者が実施しているか(令和8年1月1日からは工作物も有資格者が必要)

事前調査(分析調査含む)を実施した後は、当該調査結果の記録を作成し、事前調査実施日から3年間保存しているか

解体等の作業を行う作業場(現場)に、事前調査結果の概要について記載したお知らせ看板を設置しているか

事前調査(分析調査含む)の記録の写しを解体等作業中は作業場(現場)に備え付けているか

一定規模の建築物・工作物の改修又は解体工事を行う際に、あらかじめ、パソコンやスマホなどの電子端末から事前調査結果の概要を報告しているか

レベル1(吹付石綿)、レベル2(保温材、耐火被覆材等)の除去作業を行う仕事を施工する場合(仕上げ塗材除く)に、仕事を開始する14日前に建設工事計画届を提出しているか